



2 文科高第 6 9 1 号
中央教育審議会

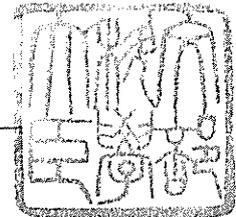
次の事項について、理由を添えて諮問します。

高等専門学校設置基準の改正について

令和 2 年 1 1 月 5 日

文部科学大臣

萩生田 光



(理由)

Society5.0 など社会の変化の中で、実務の経験を有する者や企業の第一線で活躍する者の高等専門学校教育への参画による実践的な教育がこれまで以上に重要となっている。中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においては、高等専門学校について、「今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化（略）を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である」とされたところであり、同答申を踏まえつつ、高等専門学校における新たな産業を牽引する人材育成の強化等について必要な取組を進める必要がある。

このため、高等専門学校における実践的な技術者育成機能の強化を図るため、高等専門学校設置基準について所要の改正を図る。

(別紙)

高等専門学校設置基準改正要綱（案）

第一 実務家教員の高等教育への参画促進

実務経験を有する教員の高等専門学校教育への参画を促すため、高等専門学校に置くことが求められている必要専任教員数の二割の範囲内については、専任教員以外の者であっても、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であって、一年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成について責任を担うもので足りるものとする。

第二 多様なメディアを活用した授業の単位上限の拡大

高等専門学校におけるデジタル技術を活用した教育や実務家教員の高等専門学校教育への参画促進に資するため、高等専門学校における多様なメディアを高度に利用した授業について、卒業の要件として修得すべき単位として認められる単位数の上限を30単位から60単位に拡大する。

第三 施行期日

この改正は、公布の日から施行するものとする。

【参考】本諮問の根拠条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第二百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第一百五条から第一百七条まで、第一百九条（第三項を除く。）及び第一百十条から第一百十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。